

1. 平成29年度新規地区

(1) 芸西地区農村地域防災減災事業（県営）

【地区名】	芸西
【市町村名】	芸西村
【事業概要】	ため池耐震化整備（2池）
【事業費】	277,000千円
【負担割合】	（国）55%（県）35%（村）10%

[説明者：農業基盤課（防災担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・丸塚池、岩倉池は、両池が十分な耐震性を有していないことが判明しており、ため池が万が一決壊した場合には、農業用施設のみならず人家や市道等の公共施設にも被害を及ぼすことが予想されている。
- ・本地区では施設園芸が盛んで、ナス、ピーマン、トルコギキョウ、ブルースターの栽培が行われている。
- ・県下における万が一決壊すれば下流の人家や公共施設等に被害を及ぼす恐れがあるとされる「防災上特に重要なため池」121池について、優先的に耐震検証を行っている。
- ・芸西村では「防災上特に重要なため池」に6池が該当し、そのうち堤高が15m以上のため池は4池である。
- ・本事業で整備する2池は、両池とも堤高が15mを超えているため、レベル1地震動（震度5強相当）とレベル2地震動（震度7相当）への対応を行う。
- ・本事業は、ため池の耐震補強対策の実施により、地震時の決壊を防止することで、ため池下流の集落や村道等の公共施設を決壊被害から守るとともに、地域農業の持続的発展を図るものとなっている。

【審査会意見】

- ・平成29年度新規着工地区として適当である。

(2) 総合堰地区地域農業水利施設ストックマネジメント事業（団体営）

【市町村名】	香南市
【事業概要】	頭首工（1箇所）
【事業費】	60,000千円
【負担割合】	（国）50%（県）15%（市）35%

[説明者：中央東農業振興センター（基盤整備課）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・本施設は、昭和49年に香宗川水系烏川に造成された施設である。
- ・地区内では、水稻を主体に、ハウスニラなどの栽培が行われている。
- ・本施設は築造後42年が経過し、施設全体の劣化、腐食が進行しており、施設機能の維持が課題となっている。ひとたび動作不良に陥れば、安定的な取水が困難となり、用水不足による営農への多大な被害が発生する恐れがある。
- ・本施設の整備内容は、機能診断に基づく適切な機能保全対策を実施することとしており、施設機能の長寿命化を図り、地域農業の持続的発展を図るものとなっている。

【審査会意見】

- ・平成29年度新規着工地区として適当である。

(3) 白川地区地域農業水利施設ストックマネジメント事業（団体営）

【市町村名】	土佐市
【事業概要】	揚水ポンプ施設（3箇所）
【事業費】	37,000千円
【負担割合】	（国）50%（県）15%（市）25%（地元）10%

[説明者：中央西農業振興センター（基盤整備課）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・本施設は、水田かんがい用に昭和54年、畑地かんがい用(NO.1、NO.2)に平成6年、昭和60年に波介川支流白川川の左岸造成された施設である。
- ・地区内では、水稻、ニラ、文旦を主体とした栽培が行われている。
- ・本施設は地区後、水田かんがい用ポンプ施設が37年、畑地かんがい用ポンプ施設(NO.1)が23年、畑地かんがい用ポンプ施設(NO.2)が31年経過し、部分的な補修を実施してきたが、電気設備の劣化が進行しており、施設機能の維持が課題となっている。
- ・また、畑地かんがい用ポンプ施設(NO.1)は、砂利などの混入により機能低下を引き起こしている。ひとたび動作不良に陥れば、安定的な取水が困難となり、用水不足による営農への多大な被害が発生する恐れがある。
- ・本施設の整備内容は、機能診断に基づく適切な機能保全対策を実施することとしており、施設機能の長寿命化を図り、地域農業の持続的発展を図るものとなっている。

【審査会意見】

- ・平成29年度新規着工地区として適当である。

(4) 興津地区地域農業水利施設ストックマネジメント事業（団体営）

【市町村名】	四万十町
【事業概要】	排水機場補修（1箇所）
【事業費】	334,000千円
【負担割合】	（国）55%（県）15%（町）30%

[説明者：須崎農業振興センター（基盤整備課）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・本施設は、昭和63年に興津の浦分集落に造成された施設である。
- ・地区内では、水稻、ハウスミョウガなどの栽培が行われている。
- ・本施設は築造後29年が経過し、部分的な補修を実施してきたが、施設全体の劣化、腐食が進行しており、施設機能の維持が課題となっている。ひとたび動作不良に陥れば、受益地内の農作物が浸水し、多大な被害が発生する恐れがある。
- ・本施設の整備内容は、機能診断に基づく適切な機能保全対策を実施することとしており、施設機能の長寿命化を図り、地域農業の持続的発展を図るものとなっている。

【審査会意見】

- ・平成29年度新規着工地区として適当である。

2. インフラ長寿命化計画

【説明（事務局）】

- ・平成 25 年 11 月に国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」の中で、国の関係省庁及び地方公共団体の各機関が、中期的な取組の方向性を示す計画として、本計画を策定することとなっている。
- ・国は平成 26 年 8 月に「インフラ長寿命化計画（行動計画）」策定しており、地方公共団体においても、平成 28 年度中に策定することが必要とされている。
- ・「高知県農業農村整備インフラ長寿命化計画（行動計画）」は、本年度から平成 37 年度までの 10 年間の計画期間として策定する。
- ・本計画では、まず、施設の老朽化状況等を踏まえた中期的な補修及び更新等のコストを明らかにするため、対策実施時期、対策工法、概算工事費等を記載した個別施設計画を策定する。
- ・次に、毎年の「防災点検」や定期点検等により施設の老朽化状況等を把握し、必要に応じて個別施設計画の見直しを行っていく。
- ・保全対策の実施については、個別施設計画や施設の点検結果等に基づき、適時適切に施設の補修・更新を行うことで、維持管理費を含むトータルコストの縮減を図っていく。
- ・「地図情報システム（水土里情報システム）」に個別施設計画の情報を蓄積し、視覚化と共有化を図る。また、点検結果等のフィードバックや、定期的な情報交換会の開催など関係者（市町村・施設管理者等）との連携体制を構築し、実効性のある取組を推進していく。
- ・昨年 7 月に県内 5 ブロックでの市町村説明会を実施し、全市町村に周知を行った。現在、各市町においても行動計画の策定作業を行っているところ。

【審査会意見】

- ・本計画の内容については妥当である。